

高圧ガス保安法関係手数料

令和6年4月現在

		処理能力 (Nm ³ /日) (変更許可の場合は増加量)	新規許可※ (円)	変更許可 (円)	保安検査 (円)	
第一種 製造 事業者	定置式 の事業者 の製造施設	1, 000万以上	560,000	370,000	610,000	
		100万以上~1, 000万未満	340,000	220,000	370,000	
		50万以上~100万未満	220,000	150,000	250,000	
		10万以上~50万未満	140,000	93,000	150,000	
		25, 000以上~10万未満	110,000	69,000	120,000	
		5, 000以上~25, 000未満	86,000	61,000	95,000	
		1, 000以上~5, 000未満	68,000	57,000	75,000	
		200以上~1, 000未満	54,000	39,000	60,000	
		100以上~200未満	31,000	—	33,000	
		0超~200未満	—	26,000	—	
		その他	—	16,000	—	
第一種 製造 事業者	移動式 の事業者 の製造設備	1, 000万以上	91,000	65,000	95,000	
		500万以上~1, 000万未満	75,000	53,000	80,000	
		100万以上~500万未満	60,000	44,000	64,000	
		50万以上~100万未満	44,000	31,000	47,000	
		10万以上~50万未満	27,000	18,000	31,000	
		25, 000以上~10万未満	21,000	14,000	22,000	
		5, 000以上~25, 000未満	16,000	12,000	20,000	
		1, 000以上~5, 000未満	13,000	9,200	15,000	
		200以上~1, 000未満	11,000	8,200	12,000	
		100以上~200未満	7,400	—	7,700	
		0超~200未満	—	5,100	—	
		その他	—	3,200	—	
	のみ	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく充てん設備の許可を受けた者が、高圧ガス保安法に基づく高圧ガスの製造の許可申請を行う場合	6,000	—	—	
		※製造するガスの種類が高圧ガス保安法施行令第3条で定めるガスの種類（第一種ガス等）に該当するものである場合にあっては、当該政令で定めるガスの種類ごとに100Nm ³ を超える政令で定めた値に該当する手数料	—	—	—	
		処理能力 (t/日) (変更許可の場合は増加量)	新規許可※ (円)	変更許可 (円)	保安検査 (円)	
第一種 製造 事業者	冷凍製造事 業者に係 る	3, 000以上	110,000	69,000	120,000	
		1, 000以上~3, 000未満	87,000	62,000	95,000	
		300以上~1, 000未満	68,000	55,000	76,000	
		100以上~300未満	54,000	38,000	60,000	
		20以上~100未満	36,000	—	42,000	
		0超~100未満	—	30,000	—	
		その他	—	16,000	—	
※製造するガスの種類が高圧ガス保安法施行令第4条で定めるガスの種類（第一種ガス、フロンガス、アンモニア等）に該当するものである場合には、当該政令で定めるガスの種類ごとに20tを超える政令で定めた値に該当する手数料						
上記に係る完成検査			上記手数料の3/4(※)			
※高压ガス保安法第5条第1項及び同法第14条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合すると認められたものについて完成検査を受けようとする場合にあっては、6, 100円						

貯蔵所	新規許可	25,000
	変更許可（貯蔵容積が増加するもの）	14,000
	変更許可（その他）	11,000
	上記に係る完成検査	上記手数料の3／4
容器 検査所	登録	16,000
	登録更新	16,000
	高圧ガスの種類又は圧力変更（1本あたり）	1,400